

神田税務署の資産税事務の取り扱いについて

令和5年7月以降、神田税務署の資産課税部門は廃止となりました。
これにより、神田税務署の資産税(相続税、贈与税及び譲渡所得等)
事務は麴町税務署において次のとおり取り扱うこととなりました。

○ 資産税担当職員からの問合せ

神田税務署には資産税担当職員が常駐しませんので、麴町税務署
資産課税部門から、電話や文書によりお問合せをさせていただくこ
とがあります。

○ 資産税に関する一般的なご相談等への対応

資産税に関する一般的なご相談は、電話相談センターで対応して
おりますが、書類の確認を要する等、職員による面接相談を希望す
る場合には、事前予約を受け付けた上で神田税務署総合窓口におい
て対応します。

(ご相談の内容によっては、窓口の電話を利用して税務相談室の職員が対応を
させていただく場合があります。)

【事前予約先】神田税務署管理運営部門 (03-4574-5596 (代表))

○ 資産税に関する面接相談への対応

資産税に関する面接相談は、これまでどおり相談日を設け、事前
予約を受け付けた上で対応させていただきます。

【事前予約先】麴町税務署資産課税部門 (03-3221-6011 (代表))

○ 資産税の申告書等の提出先

資産税に関する申告書等を郵送等で提出する場合は、次の郵送先
になります。

なお、申告書等を窓口(又は時間外収受箱)で提出される場合は、
これまでどおり神田税務署になります。

【郵送先】 〒100-8156 東京都千代田区大手町1丁目3番3号
東京国税局業務センター大手町分室